明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部を改正する件（**金融庁**二七）　二
○預金保険法施行規則第三十六条第四項の規定に基づき、金融庁長官が別に指定するものを定める件の一部を改正する件（**同**二八）
○金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令第三十九条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件の一部を改正する件（**同**二九）
○金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令第五条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件の一部を改正する件（**同**三〇）
○金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第十四条第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する信託業務を営む金融機関を定める件の一部を改正する件（**同**三一）
○担保付社債信託法施行令第五条第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する信託会社を定める件の一部を改正する件（**同**三二）
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（**政治資金適正化委**一〇）　二
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件（**同**一一）
○日本国に帰化を許可する件（**法務**一一九）
○国税庁の保有する行政文書の開示請求手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件（**国税庁**七）　三
○国税庁の保有する個人情報の開示請求手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件（**同**八）
○有形の民俗文化財を重要有形民俗文化財に指定する件（**文部科学**四二）　四
○無形の民俗文化財を重要無形民俗文化財に指定する件（**同**四三）
○有形の民俗文化財を登録有形民俗文化財に登録する件（**同**四四）
○文部科学省認定社会通信教育を廃止する件（**同**四五）
○地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋を定める件（**同**四六）　五
○地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋を定める件の一部を改正する件（**同**四七）
○種苗法第十三条第二項の規定に基づき、品種登録出願を取り下げた件（**農林水産**四二一）　六
○保安林の指定をする件（**同**四二二）
○保安林の指定を解除する件（**同**四二三～四二五）
○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（**国土交通**一八〇）　六
○高松空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（**同**一八一）　七
○東京国際空港の施設について告示した事項に変更を加えた件（**同**一八二）
○航空交通管制区、航空交通管制圏等の指定に関する告示の一部を改正する件（**同**一八三）
○自衛隊の設置する飛行場について公共の用に供すべき施設を指定する告示の一部を改正する件（**同**一八四）　八
○自衛隊飛行場告示の一部を変更する件（**防衛**五一）　九
○登録住宅性能評価機関の登録をした件（**近畿地方整備局**四五）　九
○道路に関する件（**北海道開発局**三三）　一〇

〔**国会事項**〕

法務省　最高裁判所　一〇

〔**人事異動**〕

〔**皇室事項**〕

〔**官庁報告**〕

官庁事項

関東地方整備局公示（関東地方整備局）　一〇

労　働

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　一二

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　一二

〔**資　料**〕

閣議決定等事項　二

〔**公　告**〕

諸事項　二

官庁
財団、有権者申出方、土地家屋調査士懲戒処分、製造たばこ小売定価関係　二

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　三

会社その他　三